## 第74回制度設計専門会合

日時:令和4年6月23日 13:08~13:43

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、圓尾委員、安藤委員、大橋委員、草薙委員、末岡委員、松 田委員、松村委員、村上委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○靍田総務課長 機材トラブルの関係で開始が遅れまして、大変失礼いたしました。 ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会第74回制度設計専門会合を開催いたします。

私は、事務局総務課長の靍田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインでの開催とし、傍聴者、随行者は受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。また、本日は、山内 委員は所用のため御欠席でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

- ○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。本日の議題は、議事次第に記載した2 つでございます。まず、議題1「2025年度向け及び2026年度向けブラックスタート機能 公募の結果等について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。
- ○田中NW事業監視課長 NW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいた します。

それでは、資料3のほうを御覧いただけますでしょうか。2025年度向け及び2026年度向けブラックスタート機能公募の結果等についてということになっております。

2ページ目でございます。本日の報告内容、主に3点ございまして、1つは東京エリアにおける2025年度向けブラックスタート機能公募について、10月の制度設計専門会合での議論を受けまして、東電PGでは再公募を実施したところでございます。今回はその結果について御報告をするということが1点目でございます。

2点目につきましては、3月の制度設計専門会合におきまして、ブラックスタート機能 公募開始以降改めての技術検討を実施していない事業者については、技術検討の実施の徹 底を求めるべきなどの改善を要請したところでございまして、今回は各一送の対応状況に ついて御報告をするというものでございます。

3点目でございますが、2026年度向けのブラックスタート機能公募について、今年の5月下旬に落札案件が決定しましたので、その結果を御報告するというものでございます。続きまして、3ページは過去の専門会合で載せていた資料ですが、ブラックスタート機能の概要ということで、4ページはブラックスタート機能の同じく概要資料となっております。

続きまして5ページ、さらには6ページでございますけれども、東京エリアで行った再公募の結果ということでございまして、前回公募と比較をいたしまして、平均価格が下落をしているという形になっているところでございます。あと、こちらにもございますように、複数の入札があった2系統ということについては、初回公募よりも価格の低下があったということになっているところでございます。

続きまして7ページでございますけれども、ブラックスタート機能公募の確認ということでございますけれども、ブラックスタート機能を有する電源は現状限られておりまして、今後も競争というのは限定的であるということが想定をされるということで、過去の制度設計専門会合におきまして、入札価格については固定費から他市場収益などの期待利潤を引いたものを上限価格とするということで整理を行っていたところでございます。

8ページと9ページは、過去の制度設計専門会合におけるブラックスタート機能公募の 価格の考え方というところでございます。

10ページでございますけれども、今回確認結果ということでございますが、東京エリアの再公募において落札された全4件について確認をしたところ、上限価格である入札価格=固定費相当額—期待利潤となっていることを確認いたしているところでございます。この中で、このページの真ん中に補足で書いてございますけれども、再公募を行った2件ということについては、再公募の時点では、収益が見込まれる相対契約のめどが立ち期待利潤が増加した結果、初回公募時と比較して入札価格が下落していることを確認しているところでございます。

11ページは、固定費相当額、期待利潤についてそれぞれ確認を行った内容の詳細を記載しております。

続きまして12ページでございますが、ブラックスタート機能公募改善事項の検討ということで、13ページを御覧いただきますと、3月の時の制度設計専門会合におきまして、ブラックスタート機能公募に関する以下の課題と改善策について御審議いただき、事務局から各一送に対して改善を要請していたところでございまして、各社の対応状況につきましては、詳細は次のページ以降に改めて記載をしておりますけれども、以下の表のとおりということでございまして、着実に対応が進んでいるというところでございます。

14ページでございますが、技術検討による調達対象範囲の精査についてということでございます。第71回制度設計専門会合におきまして、ブラックスタート機能公募開始以降改めての技術検討を実施していない事業者については、技術検討の実施の徹底を求めるべきとの考え方を整理したところでございまして、現状の信頼度を損なわない範囲で公募上の調達対象を最低限とするとの考え方の下、TSO各社で技術検討を実施したものでございます。その実施した結果ということについては、14ページの下の表のとおりということになっているところでございます。

この検討結果というのも踏まえますと、2023年度以降のレベニューキャップ制度においては、調達ユニット数が削減となるエリアにつき、削減したユニットの費用の算出結果も踏まえて必要な査定を行うことが妥当ではないかということでございます。

続きまして、15ページは前回の資料ということでございまして、16ページということでございます。こちらは選定時に容量市場収入相当を控除する場合の想定単価ということでございまして、これまではkW価値の過大調達を回避するため、容量市場の前にブラックスタート公募を実施する前提で、容量市場収入相当を含む入札価格とした上で、ブラックスタート支払い額算定において容量市場収入相当というのを控除するようにしてきたところでございます。

といったことでやってきたわけでございますが、17ページのほうを御覧いただきますと、前回3月の制度設計専門会合における御意見、御指摘としまして、ブラックスタート入札の時点では容量市場の価格を考慮せず、精算時のみ容量市場の支払い額というのを考慮するということになるとすると、これは容量市場の支払い額を事実上ゼロ円と仮定して入札価格を決めることになるので、何らかの額を入札時に仮定をすべきといったことで、この17ページに記載のように、委員の皆様から御意見をいただいていたところでございます。

したがいまして、16ページに戻っていただきまして、今後、入札価格の時点で容量市

場収入相当を控除する場合の想定単価ということでいきますと、以下の①から⑤の案が考えられるのではないかというところでございます。ただ、この案③から⑤のように、単年の過去実績を用いた場合ということでいいますと、2024年の約定単価が約1万4,000、2025年の約定単価が約3,500ということで、かなり大きく変動するメリットがあるところでございまして、また案②の過去実績の平均というのを採用したとしても、現状は実績の採録年度が少なく、安定性が高いと言い難いのではないかということでございます。

したがいまして、案①にありますように、直近の Net Coneを採用することとしてはどうかというものでございます。なお、想定単価に係る実際のBS支払い額算定というのは、 実際の容量市場の約定価格に基づいて行うというものでございます。

続きまして18ページ、2026年度向けのブラックスタート機能公募結果についてということですけれども、19ページを御覧いただきますと、2022年度に実施する2026年度向けのブラックスタート機能公募については、5月下旬に落札案件が決定をしたということでございますが、20ページのほうを御覧いただきますと、2026年度の結果ということについては、前回公募よりも平均落札価格24億に対して26億ということで、小幅に上昇しているようにも見えるわけですが、2025年度向けのブラックスタート機能公募の東京エリアにおける再公募におきまして、入札価格の段階から容量市場の対価というのは分かっていたので控除していたことによる影響というものもございまして、容量市場の対価を控除しないという仮定でベースラインをそろえて算出をした場合というのは、右下の27億という形なので、この場合は平均落札価格というのは横ばいというか小幅に下落をしているということになっているところでございます。

19ページに戻っていただきまして、4. にございますとおり、前回の方法、2025年向けの方法ということでいうと、落札全て旧一電であり、応札ということに関しては東京エリアのみであったということなのでございますが、今回の2026年度向けのブラックスタート機能公募ということでは、北海道と東京エリアでそれぞれ旧一電以外からの応札、落札があったということでございまして、少しずつではあるんですけれども新たな応募というのも出てきているといったところではないかということでございます。

続きまして21ページ、前回の調整力公募に関する制度設計専門会合での御議論内容を踏まえた対応等についてということでございまして、22ページでございますけれども、調整力公募に関するアンケート結果への対応ということで、22ページの下のところにございますように、このアンケートの中で、資本関係または人的関係にある複数の者の調整

カ公募への応募は認めないこととなっていたが、事業者ごとの単独での応札というのも認めてほしいといった御意見があったところでございまして、一般送配電事業者におきまして検討を行い、JV応札に関する規定を見直し、個別応札も認める方針で行う要綱の修正案というのが次のページのように示されているところでございまして、このような対応ということについて合理性があるのではないかと考えられるがどうかということでございます。

23ページのほうは、募集要綱の具体的な内容ということになっているところでございます。

続きまして24ページでございますけれども、第73回制度設計専門会合資料の一部修正についてということでございまして、こちらは前回会合の後に皆様のほうにもメール等で御連絡をさせていただいていたわけですが、補正インバランス料金の上限価格であるCの価格の算出というところに誤りがあったことが判明をいたしました。誤りの理由といたしましては、電源 I 'の年間想定発動回数が2022年度向け公募より、実績など考慮しまして7.0回に変更したことに伴って、その数値を用いた算出をすべきところ、一部のエリア分につきまして、誤って昨年度までの数値を用いて算出をしていたことによるものでございます。今後は、算出する数値の背景等にも十分留意しつつ、計算プロセスのダブルチェック等により、同様の誤りが起こらないように再発防止を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

以上、資料3についての事務局からの御説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○武田座長 ありがとうございました。

最後の資料の一部修正につきましては、私も気づかず大変失礼いたしました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御質問、御発言いただきたく存じます。御発言の希望がある場合には、チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。今回の事務局の御説明にありましたとおり、改善 事項含めて基本的に賛成いたします。

改善事項の1点目については、技術検討をより精緻化したことによって、確保が必要な ユニット数がより正確に絞られたものであるというふうに理解いたしました。 また、2点目の改善事項につきましては、先日問題提起させていただきました点について改善事項として取り入れていただいて、ありがとうございます。どのような数字を仮定して事前に控除するかということで、こちらは決めの問題になると思いますけれども、過去実績が十分にない現状からしますと、Net Coneで一旦仮定するということで合理性が認められるように思います。

今回の御説明資料について1点疑問がありましたので、その点も申し述べたいと思います。スライドの22ページ、23ページあたりにある参考の点でございますが、資本や人的関係等のあるところに関しては個別の応札を認めないというようなルールがあったというふうに理解いたしました。そもそもそのようなルールがなぜ設定されていたのかというところがよく分からなかったところもありますので、御説明をいただければと思います。

また、23ページの今回の改定案について、記載ぶりに関しても若干疑問がありますので、その点も申し上げたいと思います。ここで、例えば仮に人的関係があろうとも、応札に関して潜在的に競争関係にある複数の事業者間で事前調整や情報共有を行って入札者を一者に絞るような行為があるとすれば、場合によっては談合行為を疑われかねない話であると思います。そもそも必要性がよく分からなかったというのが正直なところなんですけれども、その点におきましても、基本的に応札に関し事前調整が一般に許容されると受け止められるような書き方はあまり適切でないように思いました。この文言が独り歩きして事業者間で誤解が生まれ、違法な談合行為が誘発されることのないように、今回の規定の目的や趣旨に立ち返った上で適正な文言としていただいたほうがよいのではないかと思っております。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、草薙委員、お願いいたします。
- ○草薙委員 草薙でございます。私も基本的に今回の事務局案、御説明内容、特に14

から16ページの案につきまして異論ございません。しかしながら、22ページから23ページのところにつきまして、若干コメントをさせていただきたいというふうに思っております。

22ページの2つ目のリード文なんですけれども、「調整力公募におけるJV規定が、公正競争阻害行為予防の点で効果や必要性が必ずしも明確でなく、一部の参加事業者にとって負担となることとの比較衡量においては、個別入札も認めることに合理性が認められると考えるがどうか。」という部分ですが、私も、むしろ個別入札へのニーズに理由があれば、積極的に個別入札を認めてよいのではないかというふうに考えます。比較衡量ということがどのようになされるべきかが難しいと思いますし、当事者として痛くもない腹を探られるということも出てこようかと思います。比較衡量という発想は必要かもしれませんが、関連会社同士が切磋琢磨しつつ競争するというようなことも考えられるとすれば、個別入札は、むしろ問題なくできるように設計されるべきということになるのではないかという気がいたします。

したがいまして、比較衡量ということになっていること自体、再考いただくというふう にすべきではないかというふうに考えます。

23ページに関しましては、非常に分かりやすく丁寧な修正になったということにはなると思います。誤解は招かないというふうに思いますが、私も松田委員と同じ印象を持ちました。

以上であります。よろしくお願いします。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、村上委員、よろしくお願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。私からは、1点目の調査結果について質問をさせていただきたいと思います。事前説明のときに疑問を持って質問したところ、後ほど回答をいただいたんですが、ちょっとそれがよく分からなかったので、改めて平場で伺えればと思います。

10ページの結果のページなんですけれども、大幅に入札の価格が下がった理由が示されていて、4件のうちの2件、競争のあった2件については、再公募の時点では収益が見込まれる相対契約のめどが立っていなかったが、それが立ったことで価格が下がったというふうに書かれてあるんですけれども、競合がなかったところの2件についてはそのような新たな契約はなかったのか、また価格は下がっているのかというようなことを御質問さ

せていただいたところ、価格は下がってないということだったので、その競合がなかった 地域においては、なぜそういう新たなサービス、新たな契約というのがなかったのですか ということをお伺いさせていただきました。

ということで、競合があったところだけが新たな契約ができているというところが、やり直し、再公募というところでの公平性としてどうなのかなとちょっと疑問を持ちましたので、もう少し御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○武田座長 ありがとうございます。

他、いかがでございましょうか。オブザーバーの方も含めてよろしくお願いします。— -よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局からコメントございますでしょうか。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。 2点ほど、22ページの調整力公募の JV入札規定のところと、あとは10ページのところに関して御質問をいただいたかと思 います。

まず、1点目の22ページと23ページのJ V入札規定のところということに関してでございますが、こちらのほうの趣旨といたしましては、恐らくJ V で応札するような場合であって、J Vの中で情報のやりとりがあるようなときというのは、これはばらばらではなくて1つの主体として応札をしてくださいと。個別に応札する場合というのは、当然ながら情報のやりとりはしないでくださいということの趣旨ということであって、複数の者が複数の応札をする際に情報のやりとりをするということを前提とした趣旨ではないということかとは思います。

ただ他方で、23ページの書きぶりとかというところは、複数の応札者の間で事前の調整や情報交換を行うということがあたかも前提となっているかのような誤解を招きかねない文案に見えるということであるとすると、恐らく記載ぶりとしては改善の余地があるということかと思いますので、改めてこの点につきましては、事務局のほうから誤解を招かないような文案にするということを一送に要請することとした上で、後日、委員の皆様にはメール等で改めて修正案を御報告することといたしたいというふうに思っております。

あと10ページのところでございますけれども、こちら先ほどの意見について、収益が 見込まれる相対契約のめどが立って、他はその契約がなぜなかったのかというところでご ざいますが、こちらのほうにつきましては、応札者のほうから聴取していたところ、この 相対契約というところについては、これは従前より相対契約の可能性というか相手という か、そういうところというのを検討していたわけですけれども、今回、結果として再公募を行っていた2件というところについて相対契約のめどが立ったというところでございまして、何か特段の理由があって他の2件のところが相対契約がなかったというよりは、今回、この相対契約のあった2件というのが、結果として再公募のあった2件であるということのように聞いているというところでございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

23ページの書きぶりについては、御懸念を払拭するような形で新たな書きぶりを御提案申し上げると。また10ページにつきましては、ただいま追加で御説明いただきましたけれども、3人の委員の先生方から追加で何か御意見等なければ、本件については特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局はこの答申で対応を進めていただくようお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、議題2に進みますが、少しお待ちください。

それでは、議題2「自主的取組・競争状態のモニタリング報告(令和4年1月~3月期)」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 ありがとうございます。定例の四半期に一度のモニタリングの 御報告ということで、ちょっと大部なんですけれどもかいつまんで御説明させていただき たいと思います。

2ページ目でございます。四半期の主な卸と小売の指標というものをまとめて記載しております。まず、スポット市場について申し上げれば、約定量は前年同時期に比べると若干増えたというような結果になっています。また、時間前市場の約定量については、昨年同時期に比べると1.5倍ぐらいに増えていると。これは取引所の取引ではないですが、相対の取引ですね、卸売グループ外への供給量というのが昨年に比べるとかなり大幅に増えているということでございます。小売の市場のほうですけれども、新電力の販売電力量というのは昨年同時期に比べますと1.1倍ぐらい、シェアも今21.3%まで増えているということでございます。以下、順番に御説明いたします。

まずスポットについて、8ページ目まで飛びますが、スポット市場の状況ということで 売り約定量、こちらはプロットしたものですけれども、先ほど申し上げたように約定量そ のものは大きく変わってはいないんですが、新電力、旧一電以外の売り札が昨年同時期に 比べて1.2倍になっているということで、売り札、そこが去年からの少し変化していると ころかなというふうに思います。

12ページ目まで飛びますが、スポット市場の分断状況ということでございます。北海道 (北本)、それからFCについてはかなり改善してきていまして、特にFCの分断率は相当大きく下がってきているということでございます。一方で中国九州のところは、関門は70%ということで、相当この分断率が高くなってきているということでございます。

14ページ目、時間前市場でございます。先ほども申し上げたとおり時間前市場、単純な約定量で見ますと、昨年同時期に比べると1.5倍ぐらいまで増えているということでございます。

15ページ目です。先ほどのスポットと同じような傾向でありまして、旧一電の売り約 定量も増えていますが、それよりも新電力の売り約定量が大きく伸びているというのが特 徴かなというふうに思います。

18ページ目です。今度は先渡、先物でございます。先渡のボリュームはかなり引き続き限定的でして、昨年同時期に比べると1.2倍ぐらいまでは増えているということではありますが、むしろ先物の規模はかなり大きくなっておりまして、同時期の先物の約定実績を見ますと、TOCOMの約定量が大体先渡の21倍ぐらいの規模感。EEXでの取引量が75倍ぐらいということで、先物市場の約定量が先渡市場の100倍ぐらいあるということで、非常に先物取引が発達してきているというのが、相対的にですけれども、見てとれるかなというふうに思います。

大分飛びまして、30ページ目です。これは以前に御議論いただいたブロック入札の状況の定期的なモニタリングということで、大きな傾向は変わっておりません。以前に審議会で御議論いただいたときと変わっておらず、基本的に、入札割合というのはスポット価格が上がる日には低くなっていて、逆に約定率のほうはスポット価格が上がる日に高くなるということで、全体の傾向としては変わっていないということでございます。

31、32ページ目で個社に見てみますと、ブロックの割合が高いにもかかわらず約定割合の低い会社というのがありまして、こちらについては引き続き個別にしっかり見ていきたいというふうに思っております。

33ページ目、34ページ目で電発電源の切り出し状況、公営の競争入札への移行という 状況ですけど、こちらについてはあまり大きな変化はこの1年間でございません。昨年度

とあまり変わっておりません。

36ページ目でございますが、相対取引の状況ということで、冒頭も申し上げましたが、 昨年に比べるとここは非常に大きく増加しているということで、旧一電からグループ外へ の相対卸というのが非常に増加しているということでございます。

最後に、今度は小売のほうの状況でございます。46ページに飛びますが、小売に関しまして新電力のシェアの推移をお示ししております。足元で少しばたばたはあるんですけれども、長期のトレンドで見ると上昇傾向で推移していると。2022年、今年の3月時点で新電力シェアは21.3%ということでして、1年前と比べても1.5%ぐらい増えているということでございます。

それからスイッチングの状況ですけれども、51、52ページ目になります。51ページ目、 規制料金からスイッチした割合ということでお示ししていますが、エリアごとにばらつき はあるものの、総じて継続的に上昇しているということでございます。3月時点で、全国 で46.4%。

52ページ目、旧一電からスイッチした割合というのをお示ししていまして、こちらも傾向としては同じでして、継続的に上昇していると。今年の3月時点で、全国で21.8%ということになっております。

53ページ目、54ページ目でございます。こちらで最後ですが、もともと経過措置料金の規制解除の基準というのを以前に示されておりまして、その中で毎年フォローアップをしていくと、競争状況をフォローアップしていくということになっております。このタイミングで例年チェックすることとしておりまして、その中では1つは、各エリアの消費者の自由化への認知度とスイッチングの動向などをウオッチしましょうということと、競争圧力ということで、シェア5%程度以上の競争者が2者以上いるかというのが一つの基準として示されていまして、そこについて確認しているものでございます。

53ページ目左下は、その自由化の認知度ということでございまして、今年3月の調査結果として、約9割以上の消費者が何らかの形で電力自由化を認知しているということでございます。右下、スイッチングの割合、先ほどお示ししたものと同じですが、規制料金からのスイッチということで、着実に増加しているという傾向は見てとれます。

一方で、2点目の競争圧力という点でございますが、シェア5%以上の競争者がどれぐらいいるかということですが、エリア別にお示ししたのが下の表になっておりまして、北海道、東京、関西エリアではそれぞれ1者5%を超える競争者が確認されておりますが、

2者以上いるという十分な競争圧力があるエリアというのはまだないということでございます。

もう一点、経過措置の解除基準のところ、競争環境の持続性ということで電気の調達に 係る公平性というのもチェックすることになっていまして、こちらは別途、内外無差別の コミットメントの取組状況について、また改めて御報告させていただきたいというふうに 思っております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

こちらは報告事項ですので、質問につきましては後刻、個別に事務局にお問い合わせい ただくことでお願いしたいと思いますけれども、特に何かここで御発言されたいという委 員の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、本日予定していた議事は以上でございますので、 議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○靍田総務課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきます ので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

また、機材の問題により開始が遅れまして、大変失礼いたしました。

それでは、第74回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとう ございました。

——了——